

第三十七号

児童福祉法施行条例等の一部改正について

児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第一条 児童福祉法施行条例(平成十二年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「児童福祉施設」の下に「(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)」を加える。

第二十一条第一項中「第六号の三」を「第六号の二」に改める。

(徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正)

第二条 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例(平成二十四年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「規定する学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(徳島県税条例の一部改正)

第三条 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「という。)」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「用いる」を「供する」に改める。

(徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第二項第一号ハ中「学校が」を「学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七

号) 第二条第七項に規定する「幼保連携型認定こども園が、幼児」に改める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部が改正され、幼保連携型認定こども園に関する制度が創設されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。